

KOBE 



お取引先企業向け
電子契約サービス説明会

2022年6月6日

13時30分の開始までしばらくお待ちください

説明会開始前に、ZOOM利用におけるご案内

音声が届かない場合

1. まずPCの音量チェックをお願いします。
2. 解消されない場合、画面左下マイクボタン右上の三角ボタンより、
スピーカーをテストしてください。

説明会録画について

本日の説明会は録画をさせて頂いております。今後神戸市のHP等で掲載をさせて頂く可能性がある旨、ご了承くださいませ。参加者の声やお顔は入りませんのでご安心くださいませ。

1.電子契約とSMBCクラウドサインについて

2.利用可能範囲

3.PC/スマートフォンでの契約締結方法

4.困ったときのお問い合わせ方法

5.電子契約に関するよくあるご質問

※質疑応答は今回設けておりません。

電子契約とSMBCクラウドサインについて

電子契約普及に向けた政府による急速な法整備が進む

ポイント① 利用範囲の拡大

- 2020.5 法務省が会社法施行規則の解釈を明らかにし、SMBCクラウドサインによる電子署名が、**取締役会議事録作成に用いる電子署名**として適法であることを認定
- 2020.6 **商業登記のオンライン申請**において、SMBCクラウドサインで電子署名を施した取締役会議事録や契約書面等を、添付書類とすることが可能に

ポイント② ハンコ神話の崩壊

- 2020.7 内閣府・法務省・経済産業省が、「押印についてのQ&A」を公表
押印の効果が限定的であることを明言し電子契約等の利用促進を提示

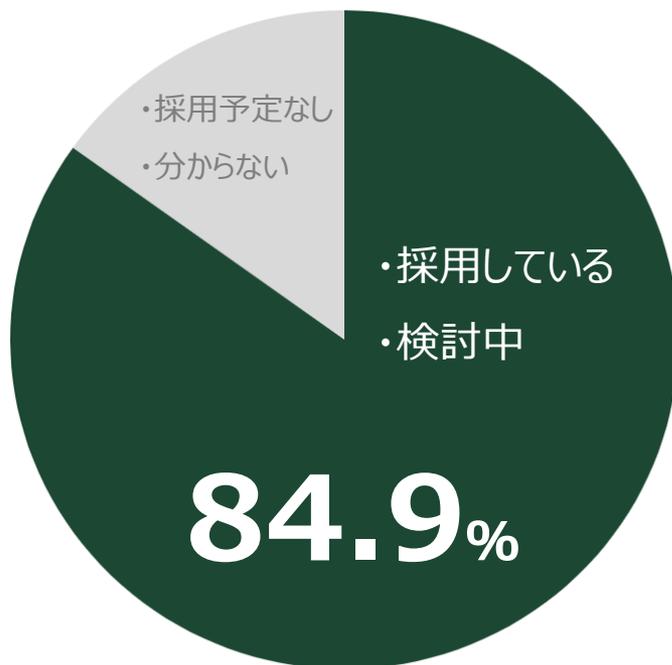
ポイント③ 法律面においても、SMBCクラウドサインが公式に準拠していると表明

- 2020.7 総務省・法務省・経済産業省が、「利用者の指示に基づきサービス提供者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」（電子署名法第2条関係）を公表
- 2020.9 総務省・法務省・経済産業省が、「利用者の指示に基づきサービス提供者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」（電子署名法第3条関係）を公表曖昧であった電子署名法の解釈が見直され、**SMBCクラウドサインが電子署名法第2条及び第3条に準拠していることが公式に表明**
- 2021.1 **地方自治法施行規則の改正により、「電子署名法第2条1項に定める電子署名」を用いれば、地方自治体との契約も電子化可能に**



政府の後押しも加速し、電子契約は今後対応必須へ

日本の電子契約普及率は年々伸び続け、
すでに**67.2%**、検討中も含めれば**84.9%**



電子契約に前向きな企業が劇的に増えたことはもちろん、**電子契約に否定的なユーザーも顕著に減少**

電子契約に対するスタンス	2016年調査	2021年調査
肯定派(導入済・検討中)	56.5%	84.9%
否定派(導入しないと回答)	29.5%	15.1%

補足：2016年時点では、「事業者署名型の電子署名に関する法解釈がまだ明らかでなかったこと」や「社内規程の未整備」等を理由とし「紙と印鑑による契約以外は受け入れられない」という企業が半数近かった

JIPDEC「IT-REPORT 2021 Spring」P30
<https://www.jipdec.or.jp/archives/publications/J0005167>
2021年6月4日最終アクセス

電子契約のメリットは、大きく4点あります

1. 契約締結スピードと管理業務の効率向上

押印・製本、郵送の手間なく契約締結が可能

2. 契約に関するコストの削減

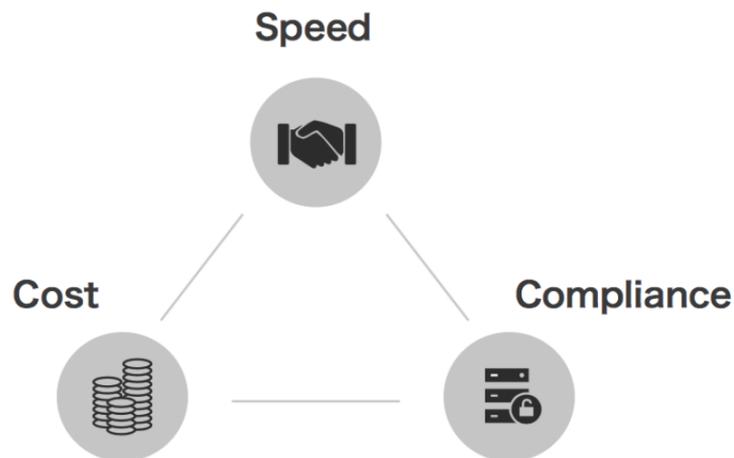
印刷費、印紙代、郵送代、保管費が不要となり、業務フローの簡素化により作業人件費の最小限化を実現

3. 契約に関する各種コンプライアンス強化

電子署名と認定タイムスタンプ付与で完全性を強化

4. 押印出社不要

お手持ちのパソコンやスマートフォン上で契約締結が可能、在宅勤務率向上を実現



契約締結から契約書管理まで可能な クラウド型の電子契約サービス

契約交渉済の契約書をアップロードし、相手方が承認するだけで契約を結ぶことができます。

書類の受信者はユーザー登録する必要がありません。

弁護士ドットコムが提供する「クラウドサイン」と基本的機能は同じです。



電子署名：「誰が」・「何を」／**タイムスタンプ**：「何を」・「いつ」、を証明します。

また暗号化技術により、**改ざん不可**の電磁的記録を残します。

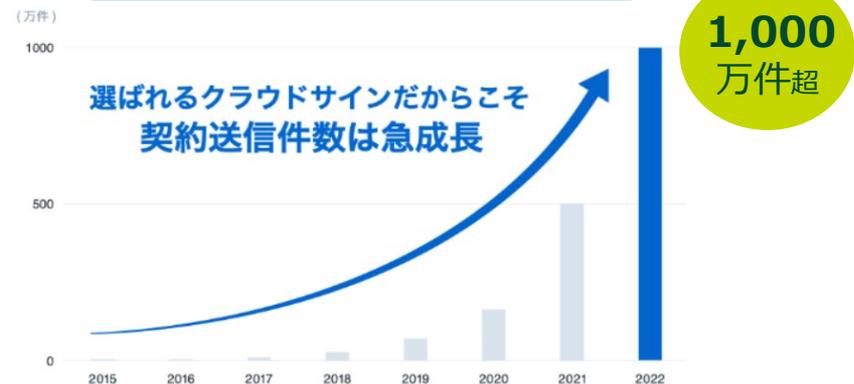
国内シェアNo.1の電子契約サービス「クラウドサイン」



導入社数
130万社超

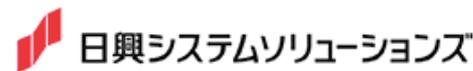
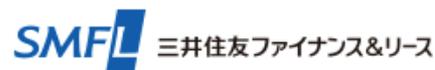
累計送信件数
1,000万件超

**選ばれるクラウドサイン
だからこそ
契約送信件数は急成長**



※1 株式会社富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場2021年版」調べ
※2 電子契約総合研究所調べ。調査方法は外部調査機関によるヒアリング及びアンケート調査による。国内事業者から国内事業者（企業または個人）に対する電子契約送信とする。
※3 電子契約総合研究所調べ。調査方法は外部調査機関によるアンケート調査による

厳格なセキュリティ基準をクリアした SMBCグループが利用する安心の電子契約サービス



- 特別な準備は一切不要です
- パソコン、スマートフォンがあれば簡単に書類内容をご確認、ご同意できる仕組みです



設定やインストール等不要



PC・スマートフォンだけでOK

電子契約利用時には全ての取引業者様に対し、契約毎に、「電子契約システム利用申請書」の提出をお願いいたします。

電子契約において、締結権限者を明確にするため記入いただく書面となります。こちらは事前にメールで送付するなど、発注者の支持する方法で提出頂きます。*申請書の様式は変更になる可能性があります

電子契約システム利用申請書	
神戸市と電子契約するにあたり、契約締結事務責任者及び担当者の氏名と利用するメールアドレスは次の通りとし、契約締結事務責任者に代理権が授与されていること、記載したメールアドレスの所有者になりすまして契約同意操作されないことを確認したうえで、電子契約システムの利用を申請します。	
契約件名	〇〇の〇〇工事その1
〈任意〉契約締結事務担当者	神戸 一郎
社内個人メールアドレス	k.jiro@kobe.com
〈必須〉契約締結事務責任者 役職	総務部長 氏名 神戸 一郎
社内個人メールアドレス	k.ichiro@kobe.com
※メールアドレスについて、以下を確認の上、ご記載ください。	
・ 個人のプライベートなメールアドレスではありません。	
・ メールングリストやグループメールアドレスではありません。	
・ メールアドレスに届くメールは当アドレスの所有者しか閲覧出来ません。	
神戸市長あて	
上記のとおり相違ありません。	
令和4年6月6日	
(契約締結権者)	
住所 神戸市中央区1-1-1	
法人名 (株) 〇〇株式会社	
代表者職氏名 神戸 太郎	
(個人の場合は、氏名)	

※上記については、あくまでも神戸市との電子契約利用時のルールとなります

契約締結は3ステップで完了

届いたメールからPDFの書類を開封し、ボタンひとつで契約を結ぶことができます。
受信者はクラウドサインに登録する必要はありません。

STEP
01



メールで受信

STEP
02



契約書確認・合意

STEP
03



締結後書類を印刷・PDFで保管

利用可能範圍

当面、**経理契約、委託契約、労働者派遣契約を対象**とします。

なお、協定書や覚書の名称であっても、両者が記名押印（電子署名）をすることで効力が発生する文書であれば利用可能です。

但し、令和4年度中は経過措置期間の為、電子契約のご要望があってもやむを得ない場合には、紙契約となる場合もございますので、ご了承ください。

下記は利用不可となりますので、ご注意ください。

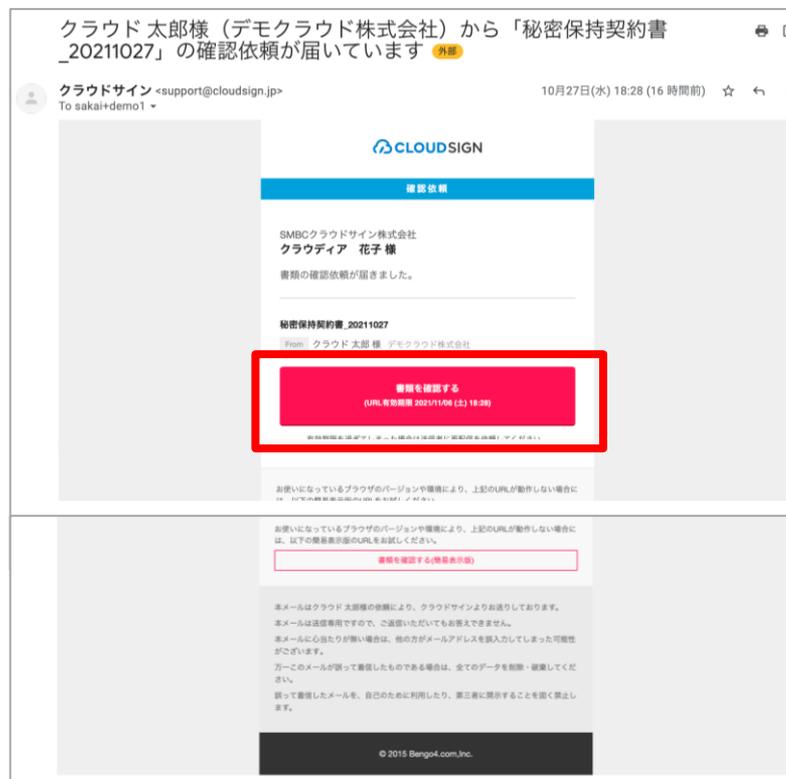
- 法律で電子契約が認められていない類型
クラウドサイン提供ページをご参照ください→<https://www.cloudsign.jp/media/20190322-syomen-gimu/>
- 市会の議決に付すべき契約（仮契約後、本契約を締結するもの）
- 契約締結日から10年を超える契約期間のもの（電子署名の有効期限が10年のため）
- 専決調達事務処理の対象契約（契約書を作成するものも含む）
- 小修繕、少額工事・少額製造、不用品売却（専決）の契約（契約書を作成するものも含む）
- 雇用契約、補助金交付、発注書など、双方の署名による契約書等が必要でないもの

※不明点は神戸市担当者にお問い合わせください。

※上記については、あくまでも神戸市との電子契約利用時のルールとなります

PCで契約締結する場合

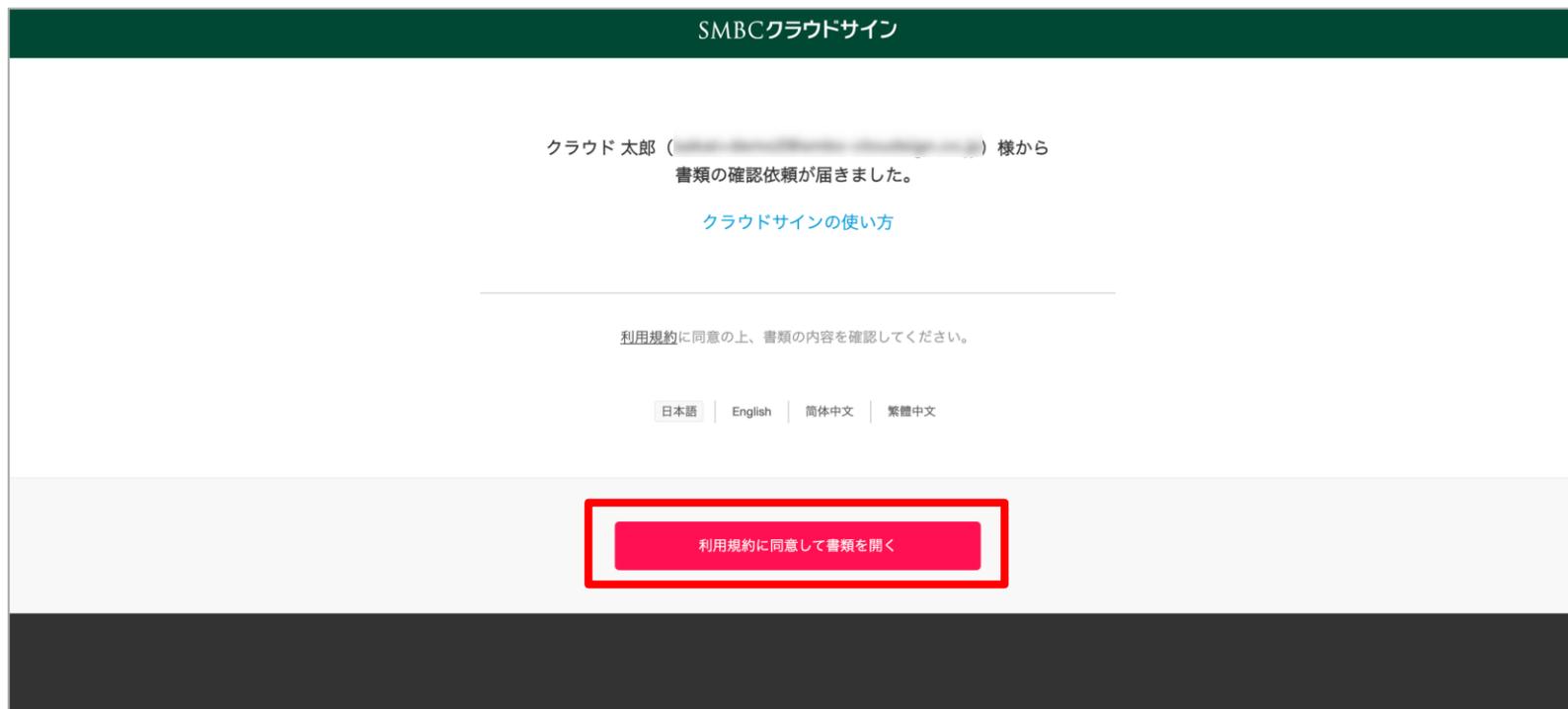
- SMBCクラウドサインから届いた確認依頼メールに記載されたリンクをクリックします
- URLの有効期限が切れた場合には、送信者に再送（リマインド）いただくようご連絡ください
- メール自体を、別の担当者に転送する事は基本的に不可とします。電子契約システム利用申請書に記載した以外の方の承認が必要となった場合は、神戸市の担当者に連絡の上、指示に従ってください。



<https://help.cloudsign.jp/ja/articles/1095107>

※上記については、あくまでも神戸市との電子契約利用時のルールとなります

- 利用規約を確認した上で「利用規約に同意して書類を開く」をクリックします



<https://help.cloudsign.jp/ja/articles/397633>

※上記については、あくまでも神戸市との電子契約利用時のルールとなります

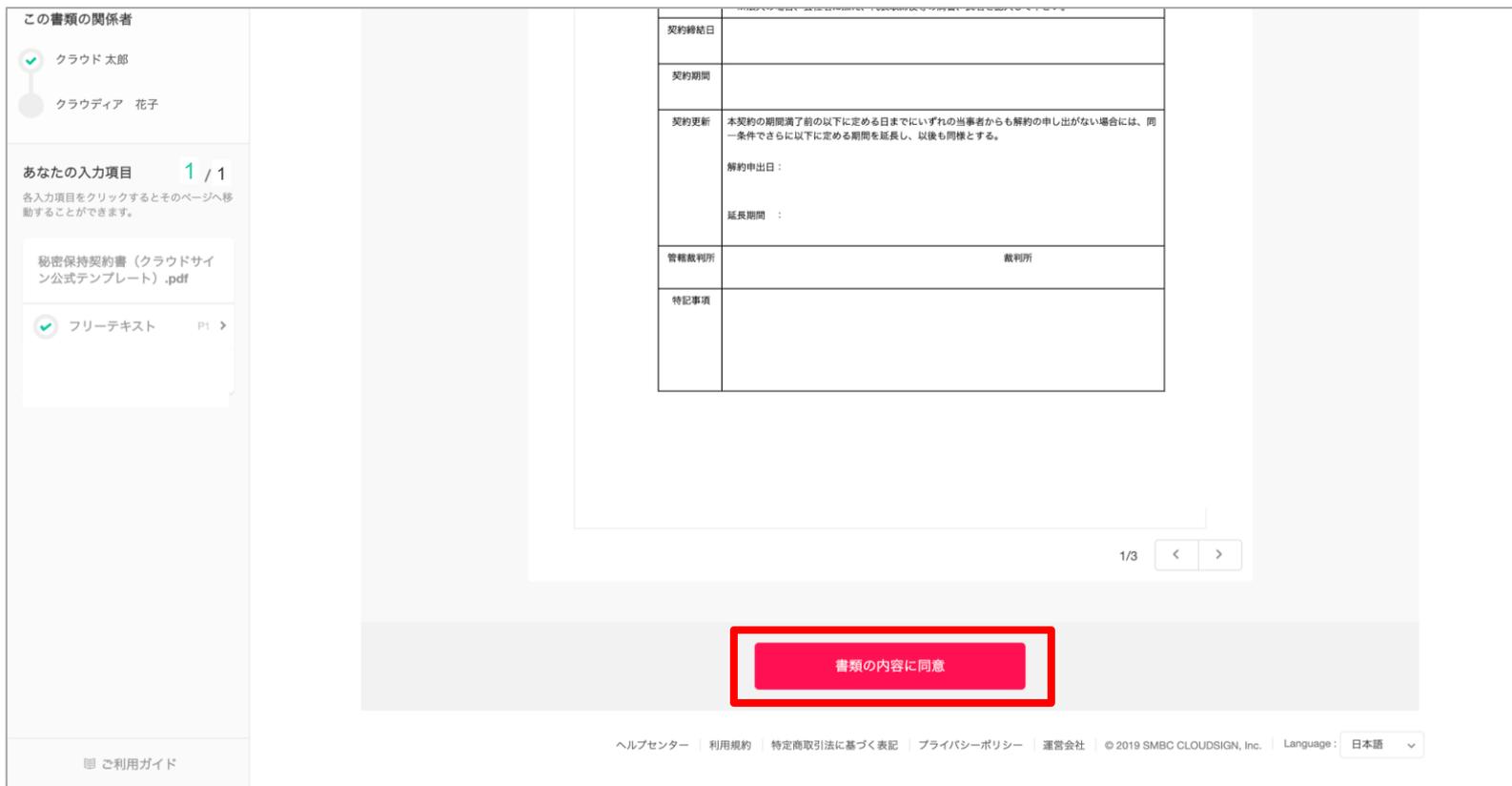
- 書類が表示されたら、内容を確認します
- 神戸市側からの公印付与はございません。また受信側の角印付与も求めません(押印不要です)



<https://help.cloudsign.jp/ja/articles/397633>

※上記については、あくまでも神戸市との電子契約利用時のルールとなります

- 内容確認が完了したら「書類の内容に同意」をクリックします
- さらにポップアップで確認画面が表示され、「同意して確認完了」をクリックすると書類の確認・同意は完了です
- 決められた期日までに同意操作をお願いします



契約締結日	
契約期間	
契約更新	本契約の期間満了前の以下に定める日までにいずれの当事者からも解約の申し出がない場合には、同一条件でさらに以下に定める期間を延長し、以後も同様とする。 解約申出日： 延長期間：
管轄裁判所	裁判所
特記事項	

1/3 < >

書類の内容に同意

ヘルプセンター | 利用規約 | 特定商取引法に基づく表記 | プライバシーポリシー | 運営会社 | © 2019 SMBC CLOUDSIGN, Inc. | Language: 日本語

<https://help.cloudsign.jp/ja/articles/397633>

※上記については、あくまでも神戸市との電子契約利用時のルールとなります

スマートフォンで契約締結する場合

- SMBCクラウドサインから届いた確認依頼メールに記載されたリンクをタップします
- URLの有効期限が切れた場合には、送信者に再送（リマインド）いただくようご連絡ください
- メール自体を、別の担当者に転送する事は基本的に不可とします。電子契約システム利用申請書に記載した以外の方の承認が必要となった場合は、神戸市の担当者に連絡の上、指示に従ってください。



<https://help.cloudsign.jp/ja/articles/397758>

※上記については、あくまでも神戸市との電子契約利用時のルールとなります

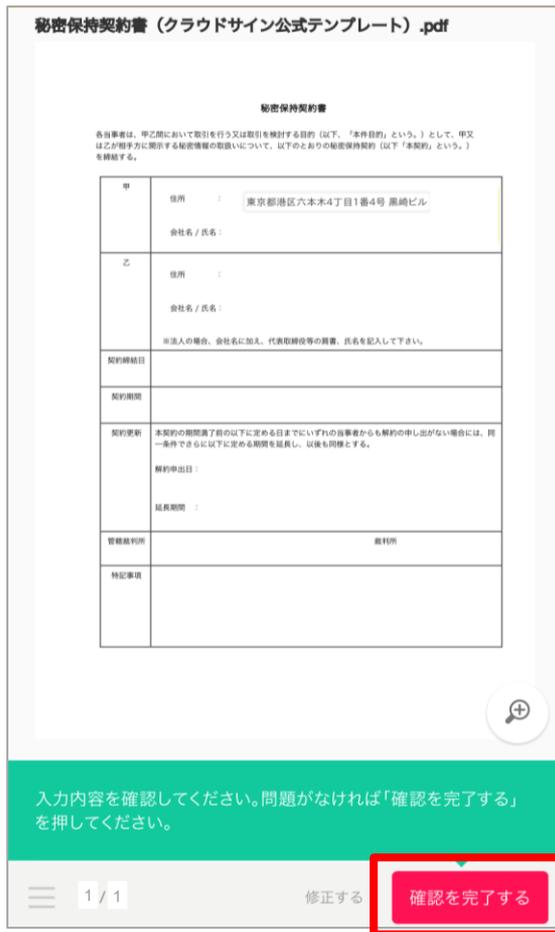
- 利用規約を確認した上で「利用規約に同意して確認」をタップします



<https://help.cloudsign.jp/ja/articles/397758>

※上記については、あくまでも神戸市との電子契約利用時のルールとなります

- 内容確認が完了したら「確認を完了する」をクリックします
※書類が複数設定されている場合もあるため、スクロールして全ての書類を確認してください



秘密保持契約書 (クラウドサイン公式テンプレート) .pdf

秘密保持契約書

各当事者は、甲乙間において取引を行う又は取引を検討する目的（以下、「本件目的」という。）として、甲又は乙が相手方に開示する秘密情報の取扱いについて、以下のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

甲	住所 : 東京都港区六本木4丁目1番4号 黒崎ビル 会社名 / 氏名 :
乙	住所 : 会社名 / 氏名 : ※法人の場合、会社名に加え、代表取締役等の肩書、氏名を記入して下さい。
契約締結日	
契約期間	
契約更新	本契約の期間満了日の以下に定める日までいずれの当事者からも解約の申し出がない場合は、同一条件でさらに以下に定める期間も延長し、以後も同様とする。 解約申出日 : 延長期間 :
管轄裁判所	裁判所
特記事項	

入力内容を確認してください。問題がなければ「確認を完了する」を押してください。

1 / 1 修正する 確認を完了する

<https://help.cloudsign.jp/ja/articles/397758>

※上記については、あくまでも神戸市との電子契約利用時のルールとなります

- さらにポップアップで確認画面が表示され、「同意して確認を完了する」をクリックすると書類の確認・同意は完了です

秘密保持契約書 (クラウドサイン公式テンプレート) .pdf

秘密保持契約書

各当事者は、甲乙間において取引を行う又は取引を検討する目的（以下、「本件目的」という。）として、甲又は乙が相手方に開示する秘密情報の取扱いについて、以下のとおりの秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

甲	住所 : 東京都港区六本木4丁目1番4号 黒崎ビル 会社名 / 氏名 :
乙	住所 : 会社名 / 氏名 : <small>※法人の場合、会社名に加え、代表取締役等の肩書、氏名を記入して下さい。</small>
契約締結日	
契約期間	
契約更新	本契約の期間満了日の以下に定める日までいずれの当事者からも解約の申し出がない場合は、同一条件でさらに以下に定める期間を延長し、以後も同様とする。 解約申出日 : 延長期間 :
管轄裁判所	裁判所
特記事項	

書類の内容に同意して確認を完了してもよろしいですか？

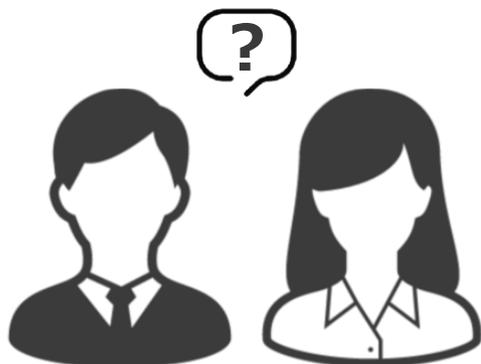
キャンセル **同意して確認を完了する**

1 / 1 修正する 確認を完了する

<https://help.cloudsign.jp/ja/articles/397758>

※上記については、あくまでも神戸市との電子契約利用時のルールとなります

電子契約に関するよくあるご質問



電子契約って本当に法的に問題ないの？

問題ありません。

契約締結の方式は、書面でなくとも、口頭、Eメールのような方式の他、クラウド上で契約締結することも認められています。これを「契約方式の自由」といいます。契約方式の自由は、日本の私法（民法など）の原則である契約自由の原則の一つとして認められています。





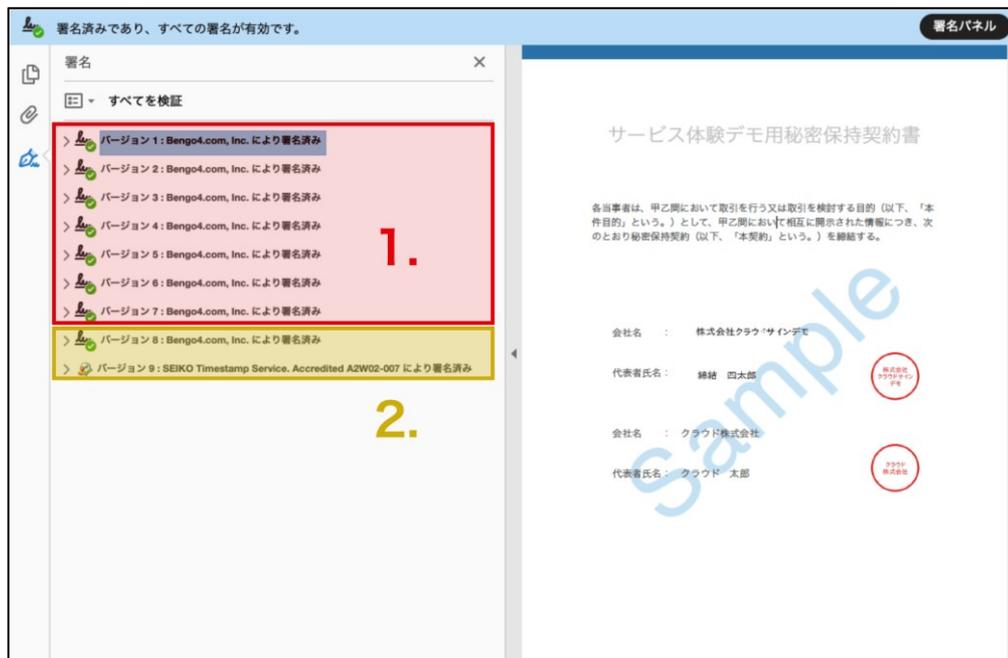
ハンコもないのにどうやって契約が成立しているの？

押印の代わりに電子署名を施しています。

SMBCクラウドサインでは電子データに電子署名とタイムスタンプを付与することで、「誰が」「何を」「いつ」合意したかが証明でき、電子契約の完全性がより強固なものにしています。電子データに施された電子署名はAdobeAcrobatReaderで閲覧していただければご確認いただけます。



Adobe Acrobat Readerの電子署名パネルから、
SMBCクラウドサイン上で付与された電子署名、タイムスタンプが確認可能です。



1. 電子署名

(赤の枠線部分)

- 書類ID (当サービスが付与しているユニークID。)
- 入力項目への入力
- 送信者の送信/同意
- 受信者の同意

2. タイムスタンプ

(黄色の枠線部分)



受信者側も費用がかかったり、何か準備を
したりしなきゃいけないじゃ...

受信者側での登録作業・費用が発生する
ことはありません。

受信者はクラウドサインのアカウントを持っている必要はありませんので、登録作業などは発生しません。また神戸市とのやりとりにおいて、受信者側に費用が発生することはありません。





パソコンには疎いし、操作できるか不安...

ヘルプページやチャットにてご案内があるので
ご安心ください。

ヘルプページにて動画を交えて操作をご紹介します。またそちらを見てもわからなかった場合は、受信者の方でもSMBCクラウドサインの有人チャットサポートをご利用いただけます。





電子契約で締結した場合 契約書の原本って何になるの？

電子署名の付与されたPDFファイルが原本となります。

合意締結完了時のメールに添付されているPDFファイルが原本となります。そのPDFを保管するだけなので、紙の契約書のように場所をとることもありません。



困ったときのお問い合わせ方法

- 操作や機能に関するお問い合わせはヘルプセンターやチャットサポートをぜひご活用ください



自分で解決！丁寧に解説！

ヘルプセンター

「なぜそうなるの？」
背景から解消方法までわかりやすく説明！
困った時はまず検索・読んでみてください
<https://help.cloudsign.jp/ja/>



リアルタイムで即解決！

チャットサポート

LINEのような感覚で
サクッとご質問・解決できます
チャット途中でログアウトもOK！
メールに自動返信するためご安心ください
対応時間：平日10時～18時

※神戸市での運用に関する場合は、神戸市の契約担当者へご確認ください。

詳細は、Webで

SMBCクラウドサイン

検索



※神戸市での運用に関することは、神戸市の契約担当者へご確認ください。